

## 前川町長に対する辞職勧告決議

前川光町長に対しては、町長に就任以降 2 度に渡り問責決議を行ない、その責任を問うとともに反省を促してきた。

その趣旨は多岐に渡るものであるが、最たるものは前川町長の法令を軽んじる姿勢であり、議会軽視によるものである。

この間、町政において法令違反事案を相次いで生じさせていることは、前川町長のそうした姿勢に起因していると言わざるを得ず、到底看過できるものではない。

今定例会においても、今後の町の財政的持続性に大きく関わる複合施設関連の予算をはじめ大規模事業を複数計上され、提出された当初予算案は過去最大の 71 億円となっている。

複合施設に係る事業費も概算として 20 億円と言うにとどまり、昨今の材料や資材、労務単価の上昇をどの程度折り込んでいるのかは明言せず、総事業費は不明である。

また、その財源は有利な地方債(借金)であることを声高に叫びつつ、償還期間、償還額、償還財源も不明である。

そして、当初予算案に現公民館の解体費用や新たな複合施設の実施設計費用などを計上するも、それが 20 億円に含まれるのか否かも不明であり、加えて、この段階に至ってもなお議会への説明もなく、急遽基本設計の変更を唐突に示し、十分な議論も意見聴取もないままにタウンミーティングを開催したことは議会軽視を指摘した先の問責決議を真摯に受け止めていない証左である。

さらに、令和 5 年度当初から開始予定の中学校給食に関する予算を計上された。

これは従来にはなかった新規事業であり、公費負担となる調理委託費用も含めると 5 千万円を超える事業費である。

今後、経常的に必要となるその財源は当初予算案では基金(貯金)の取り崩しで賄ったとのことであるが、翌年度以降将来に渡る財源については、なんら具体的に言及されていない。

何より、無償化の是非を慎重に議論すべき機会を持たず、あろうことか行政内部の予算編成途上の 1 月中旬に、既に保護者に対して無償化が決定事項であるかのような説明を公然と行なったことは、もはや議会軽視を通り越した議会無視である。

もとより、我が国の地方自治制度は二元代表制による間接民主制を基本としているところ、前川町長の議会の存在すら否定するこうした行動は、もはや専制独裁の様相を呈している。

今定例会の予算委員会の審査においても、我々議会が町の持続性を大きく問題視する中にあって、前川町長は議員の質問に正面から答えることなく、あろうことか、一議員の名誉を著しく傷つける答弁を平然と行うなど、もはや町政の執行権者としての責任と自覚を感じることは出来ない。

よって、我々大山崎町議会は、前川光町長のこの間の法令及び議会無視の暴挙に対し、前川光町長が自ら厳粛に受け止め、自らの意思と責任により直ちに大山崎町長の職を辞職することを、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年3月**23**日

大山崎町議会